

○議長（吉田敏郎）

以上で予定された日程は終了いたしました。議員から発議第5号 新型コロナウイルス感染症対策特別委員会設置に関する件についての議案が提出されております。この件につきましては、去る9月8日に開催した議会運営委員会において、お手元に配付のとおり、追加日程第1 発議第5号 新型コロナウイルス感染症対策特別委員会設置に関する件について、追加日程第2 新型コロナウイルス感染症対策特別委員会委員の選任についてを直ちに議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。（「異議なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

異議なしと認め、発議第5号 新型コロナウイルス感染症対策特別委員会設置に関する件についてを追加日程第1、新型コロナウイルス感染症対策特別委員会委員の選任についてを追加日程第2として、直ちに議題とすることに決定をいたしました。

追加日程第1 発議第5号 新型コロナウイルス感染症対策特別委員会設置に関する件についてを議題といたします。

趣旨説明を提案議員に求めます。

前田せつよ議員、どうぞ。

○11番（前田せつよ）

それでは、議案の朗読を行います。

発議第5号 新型コロナウイルス感染症対策特別委員会設置に関する件について。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び開成町議会会議規則第13条の規定により提出します。

令和2年9月14日提出、提出者、開成町議会議員、前田せつよ、賛成者、開成町議会議員、湯川洋治、同じく石田史行、同じく井上三史、同じく佐々木昇。

提案理由。新型コロナウイルス感染症については、我が国でも依然として感染者数は増加の傾向にあり、医療機関や福祉関連施設、教育現場等、多大な影響を及ぼしている。また、製造業、観光業、飲食業をはじめとする経済界、特に、中小企業、小規模事業者は深刻な打撃を被っており、その影響は計り知れないものとなっている。

本町においても、町民の生活と地域経済に深刻な影響がもたらされており、このことから、開成町議会としても、町当局と協力し、終息以降も含め町民の安心・安全の確保のために対策に取り組んでいくため、新型コロナウイルス感染症対策特別委員会の設置を提案いたします。

次のページを御覧願います。

新型コロナウイルス感染症対策特別委員会設置に関する決議。

下記のとおり、新型コロナウイルス感染症対策特別委員会を設置するものとする。記。1、名称、新型コロナウイルス感染症対策特別委員会。

2、設置の根拠、地方自治法第119条及び開成町議会委員会条例第5条。

3、目的、新型コロナウイルス感染症に関する調査。

4、委員の定数、11名。

5、調査機関、令和5年4月30日まで。

以上でございます。よろしく御審議のほど、お願いをいたします。

○議長（吉田敏郎）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。よろしいですか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

ないようですので、続いて討論を行います。討論のある方は、いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

討論がないようですので、採決を行います。

原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れは、ないようにお願いします。採決を締め切ります。

（賛 成 全 員）

○議長（吉田敏郎）

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

追加日程第2 新型コロナウイルス感染症対策特別委員会委員の選任についてを議題とします。

特別委員会委員の選任については、開成町議会委員会条例第6条第4項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

お諮りします。新型コロナウイルス感染症対策特別委員会委員の選任については、議長を除く全議員を指名することに御異議ございませんか。

（「異議なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

異議なしと認め、議長を除く全議員を新型コロナウイルス感染症対策特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

ここで暫時休憩といたします。この間に、新型コロナウイルス感染症対策特別委員会の委員長及び副委員長を互選し、議長まで報告願います。再開は11時55分とします。

午前11時20分

○議長（吉田敏郎）

再開いたします。

午前11時55分

○議長（吉田敏郎）

休憩中に新型コロナウイルス感染症対策特別委員会の正・副委員長が互選されたので、御報告いたします。

委員長に前田せつよ議員、副委員長に湯川洋治議員が決定いたしました。

以上をもちまして、9月定例会議に付議された案件は全て終了いたしました。

これにて散会いたします。大変、お疲れさまでした。